

## 特定非営利活動法人島田市スポーツ協会後援名義使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人島田市スポーツ協会（以下「本会」という。）の後援名義の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 後援とは、本会が当該事業の趣旨に賛同し、名義の使用のみを援助することをいう。

(主催者の基準)

第3条 後援名義使用承認の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 本会の加盟団体又は加盟団体の連合体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (4) その他の団体等で主催者等の存在が明確であり、事業遂行能力が十分であると判断されるもの

(事業内容の基準等)

第4条 本会は、次の各号に該当する事業に対しては、後援の承認は行わない。

- (1) 営利又は商業宣伝を目的とした事業
- (2) 特定の政治活動、宗教活動に関係している事業
- (3) 公序良俗に反する事業又は社会的な悪影響を与えるおそれのある事業
- (4) その他、後援を行うことが不相当と認められる事業

2 後援の事業の実施について、申請と異なる内容が判明した場合又は関係法令若しくはこの要綱に違反したときは、後援を取消すとともに、以後、後援は行わないことができる。

(申請の手続)

第5条 後援の名義を使用しようとする者は、原則として事業を実施しようとする日の2週間前までに特定非営利活動法人島田市スポーツ協会後援名義使用承認申請書（様式第1号）に大会実施要項を添付し、本会に提出しなければならない。

(承認通知)

第6条 本会は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その使用を承認するときは特定非営利活動法人島田市スポーツ協会後援名義使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 本会は、前項の承認通知書の交付に当たり、必要な条件又は指示を付することができる。

(承認事項の変更)

第7条 前条の規定による後援の承認を受けた者が、当該事業に変更があった場合は、直ちに、特定非営利活動法人島田市スポーツ協会後援名義使用承認変更申請書（様

式第3号)を提出しなければならない。

(変更の承認)

第8条 本会は、前条の規定により使用承認の変更の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、使用の変更を承認することが適当と認めるときは、特定非営利活動法人島田市スポーツ協会後援名義使用承認変更通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。